

日米合同委員会（2011年8月25日）におけるやりとり（仮訳）

（日本政府側）

「外務省は、1953年の行政協定第17条の改正に関するいくつかの歴史的
文書の秘密指定を解除する予定であることをお伝えする。」

（米国政府側）

「御指摘の改正に関し、1953年10月28日の裁判権小委員会刑事部会の
会合において日本側の津田実代表が行った行政協定第17条の改正議定書3に
関する発言について述べたい。米国政府は、津田代表の発言は、日本国が同議
定書に基づき合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族に対して裁判権を行
使する第一次の権利を有する事件について、日本側当局が当該権利を行使しよ
うとする際の方途に関する一方的な政策的発言であると考えている。米国政府
は、この津田代表による意図の発言が日米両政府間の合意を構成したことは一
度もなかったと考える。津田代表が署名した当該発言の記録の原本は、米国政
府側のみが保管してきた。」

（日本政府側）

「日本政府も、津田代表の当該発言の性格について同じ理解であることを述べ
たい。1953年以来、いかなる事件が実質的に重要であり、日本国の法に基
づいて起訴を相当とするかは、日本政府が決定してきた。日本側当局が日本の
法に反する犯罪について合衆国軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族に対して
裁判権を行使する第一次の権利を有する現在の事件について述べたい。かかる
事件において、検察官が被疑者を起訴するか否かの決定は、当該被疑者の日米
地位協定上の地位とは無関係に、日本国の法に従って行われる。米国政府がか
かる理解を共有しているか確認を求めたい。」

（米国政府側）

「米国政府は、御指摘の理解を共有する。」

（日本政府側）

「日本政府は、前述の文書及び今回の日米双方の発言のやりとりの内容を公表
することについて了承を求めたい。」

（米国政府側）

「米国政府は、公表することに異議はない。」